

青森県報

第二千六百八十号

平成十八年
九月十五日
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十九号

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則

青森県核燃料物質等取扱税条例(平成十八年六月青森県条例第六十一号)の施行期日は、平成十八年九月二十八日とする。

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則をここに公布する。

平成十八年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十号

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則

(趣旨)

第一条 青森県核燃料物質等取扱税条例(平成十八年六月青森県条例第六十一号。以下「条例」という。)の施行については、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(申告書等の様式)

第二条 次の各号に掲げる申告書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第七条第一項及び第二項の申告書並びに同条第三項の修正申告書 第一号様式

二 核燃料物質等取扱税更正(決定)書 第二号様式

この規則は、平成十八年九月二十八日から施行する。

目次

規則

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則……………(税務課)……………一
青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則……………(同)……………一

告示

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課)……………四

公告

地籍調査の成果の認証……………(農村整備課)……………四
砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課)……………五
県有地の売却に係る一般競争入札……………(経理課)……………五
右 同……………(同)……………六

人事委員会

平成十八年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告……………(職員課)……………六

規則

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年九月十五日

第1号様式 (第2条関係)

申告書
核燃料物質等取扱税
修正申告書

受付印	年 月 日	発 信 年 月 日	徴 収 番 号
	地域県民局長 (県税事務所長) 様	処 理 番 項 通 信 日 付 印	確 認 印
事業者	主たる事務所の所在地 名称及び代表者の氏名 この申告の担当課名 及び担当者氏名並びに 電話番号	課 名	氏 名 (局 番)
事業所	所 在 地		
核燃料物質等の取扱いの区分			
課税標準の算定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
原子炉への核燃料の挿入年月日			
区 分	課税標準 ()	税 率 ()	税 額 (円)
申告 申 告 額	・		
修正 修正申告額	・		
申告 既に納付の確定 している額	・		
この申告により 納付すべき税額			
(増差税額) 納付年月日	年 月 日		
課税標準に関する明細	別紙のとおり		
備考			

- 注1 印の欄は、記載しないこと。
 2 「核燃料物質等の取扱いの区分」欄は、「濃縮」、「核燃料の挿入」、「使用済燃料の受入れ」、「使用済燃料の貯蔵」、「廃棄物理設」又は「廃棄物管理」のいずれかを記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

別紙 1 (核燃料の挿入以外の場合)

課税標準に関する明細

月	当該月において濃縮により生じた製品ウランの重量 (kg)	当該月において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)	当該月の末日現在における使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)	当該月の末日現在における廃棄体に係る容器の容量 (m ³)	当該月の末日現在におけるガライ固化体に係る容器の数量 (本)	備 考
合計	・	・	・	・	・	
×1/12						
備考						

- 注1 廃棄体に係る容器の容量は、当該容器が日本工業規格に定められている容器に該当する場合には、当該容器に係る日本工業規格の呼び容量とすること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

別紙2 (核燃料の挿入の場合)

課税標準に関する明細

実用発電用原子炉名	条令第3条第2項第	号該当	挿入年月日	年	月	日
実用発電用原子炉への核燃料の挿入の区分						
課税対象核燃料(新規挿入分)			課税対象とならない核燃料			
挿入核燃料の体数	核燃料の単価	核燃料の価額	再挿入分体数	既挿入分体数	挿入核燃料の合計体数	
体	円	(×) 円			(+ +)	
計	平均単価 円/体	計(課税標準額) 円	体	体	体	体

- 注1 実用発電用原子炉ごとに別様とすること。
- 2 「実用発電用原子炉への核燃料の挿入の区分」欄には、青森県核燃料物質等取扱税条例第3条第2項各号に掲げる場合のいずれかを記載すること。
- 3 「課税対象核燃料(新規挿入分)」欄には、初めて実用発電用原子炉に挿入された核燃料で、今回課税対象となるものについて記載すること。
- 4 「再挿入分体数」欄には、既に核燃料物質等取扱税が課税された核燃料で、再び実用発電用原子炉内に挿入されたものの数量について記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式(第2条関係)

更正 課税標準物質等取扱税 決定(加算金決定)

_____ 様

地方税法及び青森県核燃料物質等取扱税条例の規定により、更正・決定したから通知します。納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関、青森県収納代理金融機関又は郵便局へ納めてください。

年 月 日

地域県民局長(県税事務所長) 印

事業所名	所在地	課税標準の算定期間	課税標準の核燃料の挿入年月日	申告書提出年月日	年月日
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	年 月 日	年 月 日
課税標準の算定期間					
原子炉への核燃料の挿入年月日					
法定申告納期限					
区	分	課税標準()	税率()	税額(円)	
更正・決定					
既に納付の確定している額					
差引過不足額					
区	分	算定の基礎となる税額(円)	率	加算金額(円)	
過少申告加算金		()	()		
不申告加算金		()	()		
重加算金					
この更正・決定により納付すべき税額等の合計額		+	+		
指定納期限	年 月 日				徴収番号

差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、差引不足税額に年14.6パーセント(ただし、法定納期限の翌日からこの差引不足税額の指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

この処分不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる害しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を遅延しないことにつき正当な理由があるときは、裁判を遅延しないでも処分の取消しを提起することができます。

注1 「過少申告加算金」及び「不申告加算金」欄の括弧内の数値は、それぞれ過少申告加算金又は不申告加算金の算定において加算される部分の計算に用いられる数値です。

2 加算紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

告 示

青森県告示第六百七十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十八年九月十九日から施行する。

平成十八年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「あおもり信用金庫県庁通り支店 ― 青森市古川一丁目 ― を削る。」

公 告

地籍調査の成果の認証

八戸市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十八年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
八戸市	白銀町の一部	

砂利採取業務主任者試験の施行

平成十八年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成十八年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十八年十一月十日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室「あすなろ」

二 試験科目等

試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項とする。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成十八年十月二日から同月二十日まで（郵送の場合は同月二十日付け消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

後日、受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市大字新城字平岡一七四の四七	宅 地	一、一七一・四一平方メートル

二 予定価格

三千六百六十九万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字新城字平岡一七四の四七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

2 日時

平成十八年十月二十日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十月十三日午前十時から、青森市大字新城字平岡一七四の四七において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年九月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
むつ市金曲二丁目六一	宅 地	一七七・〇五平方メートル

二 予定価格

百三十六万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市金曲二丁目六一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目一の八

青森県むつ合同庁舎 中会議室

2 日時

平成十八年十月二十四日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十月十七日午後一時から、むつ市金曲二丁目六一において現場説明を行う。

人事委員会

平成18年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成18年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

平成18年 9月15日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

1 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

試験職種	採用予定人員	職 務 の 内 容
一般事務	1人程度	知事部局又は教育委員会の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。

2 受験資格

(1) 次のすべての要件を満たす者

昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
身体障害者手帳の交付を受けている者
自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者
活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 - ・ 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加わった者

3 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日 (開始時刻)	試験会場	合 格 発 表 表	
			発表日	発表方法
第1次試験	11月5日(日) (午前9時30分)	青森県総合社会 教育センター	11月10日 (予定)	受験者全員に可否を 書面で通知するほか、 合格者の受験番号を青 森県庁及び県内各地域 県民局等の掲示板に掲 示する。 また、ホームページ 上にも合格者の受験番 号を掲示する。(http: //www.pref.aomori.lg.jp /jinji-i/saiyou.html)
第2次試験	11月中旬 (予定)	青森県庁舎北棟	12月上旬 (予定)	

4 試験種目及び内容

試験	種 目	内 容
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の五枝択一式による筆記試験を行う。 (40題、2時間)
第2次試験	作文試験	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。 (内容、論理性・思考力、構成・表現、国語力を評価)
	面接試験	主として人物について、個別面接により試験を行う。 (協調性、積極性、堅実性、表現力、態度等を評価)
	身体検査	身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度について検査を行う。

なお、点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

5 配点の基準等

第 1 次試験		第 2 次試験			合 計
教養試験	計	作文試験	面接試験	身体検査	
100	100	40	60	適否	100
					200

身体検査の「適否」とあるのは、合否基準（医療機関等において検査した身体検査書により「就業に支障がない」こと）を満たす必要があるものである。

6 最終合格者の決定方法

最終合格者は、身体検査の合否基準を満たしている者について、第 1 次試験及び第 2 次試験の総合得点による順位で決定する。

7 受験の手続及び受付期間

(1) 受験の手続

受験申込用紙の入手方法	直接請求する場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、各地域県民局地域連携室、五所川原県税事務所、十和田県税事務所、各地域県民局地域健康福祉部、各地方健康福祉こどもセンター、西北地方農林水産事務所（鯉ヶ沢庁舎）、青森県東京事務所、本県の各県外情報センターで配布する。
	郵送で請求する場合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角 2 号）を同封のうえ、青森県人事委員会事務局に請求すること。
受験申込方法	ダウンロードする場合	ホームページから受験申込用紙をダウンロードすること。
	直接持参する場合	受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ 50円切手を貼って青森県人事委員会事務局に提出すること。 封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書きし、

郵送する場合	簡易書留又は配達記録で青森県人事委員会事務局まで送付すること。受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ 50円切手を貼ること。 受験申込書及び受験票は、折らずに郵送すること。
--------	---

受験票は、受験申込書の持参、郵送を問わず10月18日（水）に発送する。
なお、受験票が10月24日（火）までに返送されない場合は、速やかに青森県人事委員会事務局に連絡すること。

(2) 受付期間

9月25日（月）から10月13日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けられない。）

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

郵送の場合は、10月13日までの消印のあるもの限り受け付ける。

8 採用予定日

平成19年 4 月 1 日

9 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第 57号）第20条第 1 項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人（ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。）が、下表に掲げる書類を持参のうえ、青森県人事委員会事務局へ直接請求すること。

受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日は受け付けられない。）

開示請求者	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
開示請求者	第 1 次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位	第 1 次試験合格発表の日から 1 週間	
第 1 次試験不合格者			

第 2 次試験 受験者	第 1 次試験の試験種目別 得点、総合得点及び順位、 第 2 次試験の試験種目別 得点並びに最終総合得点 及び最終順位	最終合格発表の 日から 1 月間	青森県人事委員会事 務局
<p>〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕 受験票又は本人であることを証明する書類 (身体障害者手帳、運転免許証、 学生証、旅券等) 〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕 受験者本人の受験票並びに法定代理人に係る本人であることを証明する 書類 (法定代理人自身の運転免許証、旅券等) 及び受験者の法定代理人で あることを証明する書類 (戸籍謄本又は抄本等)</p>			

10 初任給その他の給与

初任給は、134,000円程度 (平成18年 4 月採用の高校新卒者の場合) であり、
 6 月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、
 通勤手当、住居手当等が支給される。(平成18年度は給料月額額の 2 % が減額され
 ている。)

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭